⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑽　ＶＥ提案の採否　ＶＥ提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

⑾　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⑿　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑶に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒀　本工事は、低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の対象工事である。

⒁　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yoshihiko Tsukuda, The, Obligating Executive Director (for Finance and Budget), Tohoku University, National University Corporation

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Improvement work of Building for Tohoku University

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 3 : 00 P.M. 21, January, 2014

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 3 : 00 P.M. 27, February, 2014 (tenders brought along : 3 : 00 P.M. 27, February, 2014 or tenders submitted by mail : 3 : 00 P.M. 27, February, 2014)

⑹　Contact point for tender documentation : Accounts of institution section, Campus-Planning Division, Facilities Department, the University of Tohoku, 2―1―1 Katahira, Aoba-ku, Sendai-shi 980―8577 Japan, TEL 022―217―4946

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年12月25日

東日本旅客鉄道株式会社　契約責任者
東京工事事務所長　井上　晋一

◎調達機関番号　102　◎所在地番号　13

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　東京駅丸の内地下施設新設他

⑶　工事場所　東京都千代田区丸の内１丁目９番１号他

⑷　工事概要　地下／鉄筋コンクリート造
地下２階建（一部　地下１階建）、延床面積19,100㎡
詳細については、別冊図面並びに仕様書、特記仕様書、補足仕様書及び追加仕様書（以下合わせて「仕様書等」という。）のとおり。

⑸　工期　㋑工事　平成28年10月31日まで　㋺工事　平成29年10月31日まで（㋑工事及び㋺工事の対象については、入札説明書参照）

⑹　使用開始時期　平成29年７月31日（全体）、平成27年２月28日（丸の内地下南口改札及び丸の内地下北口改札）、平成28年５月31日（南部）、平成28年５月31日（防災改修）、平成28年７月31日（郵政部）、平成29年１月31日（北部）（丸の内地下南口改札及び丸の内地下北口改札、南部、防災改修、郵政部、北部の位置・範囲及びこれらの部分使用の詳細については、入札説明書参照）

⑺　使用する主要な資材　コンクリート約12,000㎥、鉄筋約2,000ｔ

⑻　本工事は、入札価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の対象工事である。

⑼　本工事は、本工事に関する工事請負契約（以下「本契約」という。）締結後、別途ＶＥ奨励契約を締結する工事である。

⑽　本工事は、既設の線路及び国指定の重要文化財である丸の内駅舎に近接する工事である。また、地下函体近接位置での掘削土留工、場所打ち杭の施工を要し、「都市部鉄道構造物の近接施工対策マニュアル」（財団法人鉄道総合技術研究所・平成19年１月発行）で定義される近接程度の区分「制限範囲（Ⅲ）」の対象となる軌道変状のおそれを伴う工事である。

⑾　工事期間中は、営業線、列車運行及び旅客の安全確保（資材等の落下、倒壊、騒音、振動、粉塵、漏水等の防止）はもとより、駅舎等の既設構造物に有害な影響を与えないよう、本契約の請負者（以下「請負者」という。）の責任において、入札説明書・仕様書等の内容を遵守し、安全及び品質等を確保し、施工すること。

⑿　本工事は、東日本旅客鉄道株式会社が施行している東京駅丸の内駅前広場換気塔改修工事（以下「換気塔改修工事」という。）に隣接した工事である。工事車両、工事作業員の安全確保（資材等の落下、倒壊、騒音、振動、粉塵、漏水等の防止）はもとより、換気塔改修工事の担当者と施工計画・工程について連絡調整を取り、本工事を進めること。また、換気塔改修工事により本工事の現場着手可能日が変更となる場合がある。その際は監督員と協議するものとする。

⒀　本工事は、東京都と東日本旅客鉄道株式会社が今後施行を予定している東京駅丸の内駅前広場整備に隣接した工事である。工事車両、工事作業員の安全確保（資材等の落下、倒壊、騒音、振動、粉塵、漏水等の防止）はもとより、当該整備の担当者と施工計画・工程について連絡調整を取り、本工事を進めること。また、当該整備により、本契約締結後に仕様書等及び手続きに変更が生じる可能性がある。その際は監督員と協議するものとする。

⒁　本工事に関係する電気設備工事、地下待合広場整備及び店舗関連工事は別途発注とする。当該各工事の担当者と連絡調整を取り、本工事を進めること。

⒂　本工事に関連して、東京地下鉄株式会社が支障移転工事を今後施行する予定である。当該工事の担当者と連絡調整を取り、本工事を進めること。

⒃　東京メトロ丸の内線及び千代田歩行者専用道第５号線と近接しているため、関係当局との事前協議により、必要な調査及び手続きを行うこと。

⒄　現場周辺の近隣住民、隣接建物及び周辺交通に対して十分配慮し、安全を確保し、施工すること。

⒅　本工事は、事務所及び店舗からなる地下施設の新築工事であり、当該地下施設の価値向上の目的及び当該地下施設の使用者（事務所使用者及びテナント）からの要望等により、本契約締結後に仕様書等及び手続きに変更が生じる可能性がある。

⒆　本工事における北部の施工範囲の一部においては、現状都道となっている道路下を掘削し、地下施設を新設するため、工事着手に当たり、道路区域の解除手続きが必要である。道路管理者による区域変更の手続きに伴い、北部の施工範囲の一部において工事着手の時期に変更が生じる可能性がある。その際は監督員と協議するものとする。

2　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満たしている者（以下「単体」という。）又は当該者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

⑴　成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産者で復権を得ない者でないこと。

⑵　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に、経営事項審査を受けた者であること。

⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

⑷　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の総合評定値通知で、本入札参加申請時における最新の土木一式工事業の総合評点が、1,250点以上であること。

⑸　平成15年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。なお、東日本旅客鉄道株式会社東京工事事務所（以下「当工事事務所」という。）が認める外国での施工実績を含む。

①　単体又は共同企業体の場合の代表者は、ア）、イ）及びウ）の全ての施工実績を有すること。

ア）下記ａ）～ｄ）の要件を満たす開削工法により地下に構築する、鉄筋コンクリート構造物の新築工事

ａ）開削深度が９m以上あること。

ｂ）構造物内幅が15m以上あること。